

平成28年第1回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成28年2月5日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第4号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第5号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決
について (町長提出)
- 日程第 8 議案第6号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第7号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第10 議案第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決につい
て (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	鈴木	繁	君	3番	石川	和美	君
4番	佐藤	信親	君	5番	益子	輝夫	君
6番	大森	富夫	君	7番	塚田	秀知	君

8番	益子明美君	9番	岩村文郎君
10番	川上要一君	11番	阿久津武之君
12番	橋本操君	13番	石田彬良君
14番	小川洋一君	15番	大金市美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者兼会計課長	田村正水君	総務課長	橋本民夫君
企画財政課長	佐藤美彦君	税務課長	薄井健一君
住民生活課長	鈴木真也君	環境総合推進室長	鈴木雄一君
健康福祉課長	小川一好君	建設課長	秋元彦丈君
農林振興課長	穴山喜一郎君	商工観光課長	坂尾一美君
総合窓口課長	稲澤正広君	上下水道課長	田代喜好君
農業委員会事務局長	藤田悦子君	学校教育課長	長谷川幸子君
生涯学習課長	笹沼公一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大金市美君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金市美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、益子明美さん、9番、岩村文郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大金市美君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第3、議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についての3議案は、関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

立春を過ぎたとはいえ、まだ寒い日が続いております。保育園等でインフルエンザがはやっている、このような報告もございますので、十分にお気をつけたいと思います。

28年第1回那珂川町議会臨時会に皆様ご参集いただきまして、ありがとうございます。

提案理由の説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は昨年8月6日に、国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との比較における格差解消のために、基本給の平均0.4%引き上げ及び勤勉手当の0.1月の引き上げ等の勧告を行いました。これを受け、本年1月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものであります。

また、あわせて、国の特別職等の期末手当についても引き上げを行うことから、町議員、町長、副町長、教育長の期末手当についても0.05月の引き上げを行うものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員及び町長、副町長、教育長の期末手当と職員の給与及び勤勉手当の改正を行うものです。

主な改正内容については、議案第3号の後ろに参考資料を添付してございますので、参考資料によりご説明いたします。

まず、議員、町長、副町長、教育長の期末手当の改定ですが、1点目は、平成27年4月1日にさかのぼって、昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げて1.675月として、年間3.15月とするもので、2点目は、平成28年4月1日以降の期末手当については、総枠は変えずに6月期と12月の支給月数を調整するものです。

続きまして、裏面をごらんください。

職員の給与及び手当の改定ですが、1点目は月例給の引き上げです。民間企業との格差を埋めるため、平均0.4%の引き上げを行うものです。引き上げ額は、給与等級に応じて、若年層に重点を置いて1,100円から2,500円の幅で行うこととなります。なお、適用は平成27年4月1日に遡及することとなります。

2点目は勤勉手当の引き上げですが、民間の支給割合に見合うよう、昨年12月期の勤勉手当を特定幹部職員及び一般職員は0.1月、再任用職員は0.05月引き上げて、月例給同様、平成27年4月1日に遡及するものです。

3点目は、特別職と同様に、平成28年4月1日以降の勤勉手当については、総枠は変えずに6月期と12月の支給月数を調整するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） これまで人事院勧告は、幾度となくやられてきましたけれども、こう

いった形で支給されるというのは余り聞いたこと、私どもの関係ですけれども、議員の関係についてですけれども、みずからのことについて触れるのは、余り気持ちのいいものでもないですけれども、余り前例を、私の記憶では、こういった前例を記憶していないですけれども、このことについて、前例があるかどうかですね。執行部について、わかっている範囲でお聞きをしておきたいんですけれども、これが1点です。

それから、交付の日というのがはっきりしませんけれども、交付の日というのはどういうふうに決められているのか伺います。

まず、その点をお伺いします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 1点確認させていただきたいんですが、交付の日というのは、条例の公布の日なんですか、それとも実際の報酬等の支給日になりますか。報酬等の支給日のほうですね。はい、わかりました。

まず、1点目の議員報酬等の改定につきまして、ご説明を申し上げます。

最近では、期末手当の月数改正というのが、なかなかなかったのが実情だと思います、特に引き上げですね。ただ、現実的には、ここの参考資料にありますとおり、6月期と12月期、現状でいいますと6月期が1.475、12月期が1.625という現状の支給月数になってございます。これにつきましては、職員給与の月例給の改定とあわせて、職員の場合にも期末・勤勉手当の改定を人事院勧告に基づいて行っておりますので、それとあわせて、通常セットでやられているものでございます。

特に、最近引き上げという形のものはありませんでしたので、議員さん方には記憶が薄いと思うんですが、引き下げという形ではやられておりました。通常ですと、職員給とあわせて特別職の給与、報酬等についても改定を行っているところでございます。ちなみに、昨年度も同じような改定をしていると思います。

それから、交付の日ということでございますが、本日議決をいただければ、職員については職員の給与支給日、議員さんの報酬等につきましても報酬の支給日に合わせて支給するように手続をまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） こういった条例改正におきまして、一括上程されております審議ということになっていますので、引き続き関連する形で、地域おこし協力隊員とか、あるいは臨

時職員、こういった方については、こういった人事院勧告というふうな形で、給与の引き上げあるいは勤勉手当の引き上げ等というようなことで、正規の職員については適用されるわけではありますけれども、こういった身分の方々につきましては、どういうふうな取り扱いになるのか伺います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） まず、臨時職員につきましては、国家公務員の給与等に関する法律に基づいて変更するという分の適用外だと思っております。もしくは、地方公務員につきましては、国家公務員の給与と連動してくるという形で、これは通常の常勤の一般職員について該当するものでございます。非常勤職員と申しますか、臨時職員につきましては、現在は、各近隣市町との均衡を図りながら、逐次改定をしているところでございますので、今回の人事院勧告に基づく改定とは関係ないものと思っております。

それから、地域おこし協力隊等の報酬につきましては、これにつきましては議員さんの報酬と同様、非常勤特別職報酬という形で、給与ではございませんので、報酬の形で支払われておりますので、またこれにつきましても、人事院勧告に伴うものとは関係ないものと思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） じゃ、最後に1点、もう一度聞きます。

格差是正という形、こういった形で、わずかに引き上げるわけでありましてけれども、民間給与との格差ということで、民間給与というのは一般的には、私どもはちょっと感覚的には、大企業あるいは零細企業とあるわけですね。幅が広いわけです。民間企業というのと、これを一緒くたにして平均額をぽんと出されますと、かなり高い給与が出てくるわけですね。

民間企業との格差という形で出てきた場合、どういう基準になっているかというのが、私どもでは捉えがたいものがあります。この辺の説明をしていただいて、人事院勧告がこう出されてきたということでも、わかりやすい説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 民間給与との格差ということで、人事院勧告、人事院が勧告しているものでございますので、民間給与の捉え方につきましては、私どもの把握している範疇ではございません。ただ、国家公務員の給与につきましては、当然、日本国中、北海道から沖縄まで国家公務員さんがいらっしゃいます。その方々の給与を勘案して、当然、その各地

域の民間給与というのも勘案しての上で、人事院が勧告しているものと捉えておりますので、当然、私どもの那珂川町でも、この勧告の引き上げ率が該当するのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第6、議案第4号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第7、議案第5号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第8、議案第6号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第9、議案第7号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第10、議案第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決についての5議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました議案第4号から議案第8号、平成27年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う職員人件費や障害者福祉サービス事業に要する費用のほか、今後の事業を見越した不足額などを計上するものであります。その補正額は5,100万円となり、補正後の予算総額は98億3,670万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、人事院勧告に伴う給与改定のほか、障害者・児童通所サービス事業の増額など2,920万1,000円を計上しました。第2は総務費で、職員人件費のほか、ふるさと納税の増に伴う報償品費の増額など1,283万4,000円を計上しました。第3は教育費で、職員人件費309万9,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰越金を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。職員人件費に15万円を計上するもので、その財源は繰入金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は5億1,439万7,000円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。職員人件費に10万円を計上するもので、その財源は国・県支出金、繰入金、繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は18億6,410万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。職員人件費に25万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億1,625万

円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。職員人件費に26万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は2億3,776万円となりました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明を申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,312万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は656万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は3,132万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は36万9,000円の増で、議員人件費は特別職給与法の改定によるもの、職員人件費は給与改定によるものであります。なお、職員人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものでありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は103万2,000円の増で、特別職人件費は特別職給与法の改定によるもののほか、職員人件費、3目会計管理費の補正額は21万1,000円の増で、職員人件費、2項1目企画総務費の補正額は75万3,000円の増で、職員人件費のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は職員人件費相当額を繰り出すもの。

10ページに続きます。

2項2目まちづくり費の補正額は993万4,000円の増で、まちづくり諸費は、ふるさと納税の増に伴い報償品費等を増額するもの、3項1目税務総務費の補正額は55万4,000円の増で、職員人件費、4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は35万円の増で、職員人件費であり

ます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は86万1,000円の増で、職員人件費。

11ページに続きます。

1項2目障害者福祉費の補正額は2,624万円の増で、障害者福祉サービス事業費はサービス利用者の増加によるもの、3目老人福祉費の補正額は1万9,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は職員人件費相当額を繰り出すもの、2項1目保育園費の補正額は204万3,000円の増で職員人件費、2目児童措置費の補正額は3万8,000円の増で、職員人件費であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は67万円の増で、職員人件費、4目環境衛生費の補正額は33万9,000円の増で、職員人件費であります。

12ページに入ります。

5款農林水産業費、1項1目農業総務費の補正額は81万1,000円の増で、職員人件費であります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は38万3,000円の増で、職員人件費、3目観光費の補正額は250万円の増で、観光施設管理費は、まほろばの湯における温泉水中ポンプを購入するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は60万3,000円の増で、職員人件費、2目地籍調査費の補正額は19万1,000円の増で、職員人件費であります。

13ページに入ります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は46万5,000円の増で、職員人件費、2項1目学校管理費の補正額は10万8,000円の増で、職員人件費、3項1目学校管理費の補正額は9万3,000円の増で、職員人件費、4項1目幼稚園費の補正額は52万円の増で、職員人件費。

14ページに続きます。

5項1目社会教育総務費の補正額は86万1,000円の増で、職員人件費、3目図書館費の補正額は32万4,000円の増で、職員人件費、6目美術館費の補正額は22万7,000円の増で、職員人件費、7目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は20万8,000円の増で、職員人件費。

15ページに続きます。

6項1目保健体育総務費の補正額は19万7,000円の増で、職員人件費、3目給食センター費の補正額は9万6,000円の増で、職員人件費であります。

16ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思いをします。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は15万円の増で、一般会計からの繰入金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費1項1目管理運営費の補正額は15万円の増で、職員人件費は人事院勧告に伴う給与改定によるものであります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思いをします。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算書の8ページをごらんください。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金の補正額は3万9,000円の増で、包括的支援事業に係るものであります。

5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金の補正額は1万9,000円の増で、包括的支援事業に係るものであります。

7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金の補正額は1万9,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2万3,000円で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

3款地域支援事業費、2項4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は10万円の増で、職員人件費は人事院勧告に伴う給与改定によるものであります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思いをします。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田代喜好君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は25万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は25万円の増で、職員人件費は人事院勧告に伴う給与費の改定によるものでございます。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わりにします。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正書の補足説明を申し上げます。

簡易水道事業特別会計補正書の8ページをごらんください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は26万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は26万円の増で、職員人件費は人事院勧告に伴う給与費の改定によるものであります。

10ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細でありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で一般会計及び各特別会計の補足説明を終わりにします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、補正予算書のページをお示しいただきたいと思っております。

それでは、質疑ございませんか。

石田彬良君。

○13番（石田彬良君） 一般会計の10ページなんですけれども、まちづくり費ということで、先ほどの説明だと、ふるさと納税のお返し代というような説明でありました。

このふるさと納税に関して、ちょっと聞くところによりますと、最近、大分浮いてきたというような話を耳にするんですけれども、現在何件ほどあって、どのぐらい来ているのか、それから、景品に関しては、どのぐらいのものを送るのか、お伺いいたしたいと思います。

それと、12ページなんですけれども、商工費の中で観光費ですけれども、先ほどの説明だと、まほろばの湯の水中ポンプの工事というような、250万円ありますけれども、この水中ポンプの交換に関して、もっと詳しく説明をお願いしたいんです。

以上です。

○議長（大金市美君） 答弁。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） それでは、1件目のご質問にお答えいたしたいと思います。

現在、ふるさと納税につきましては、1月14日現在でございますが、2,421件、金額で3,640万6,000円の申し込みがございます。それから、返礼品につきましては、1万円以上ご寄附をいただいた方に対しては5,000円のお返しを、2万円以上された方については1万円のお返しをとということで、約半額の返礼品をお返ししているところでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） まほろばの湯の水中ポンプですが、昨年故障しまして、その修繕の見積もりを徴したところ、新しいポンプを買った金額とほとんど変わりませんので、今回新たに備品購入費のほうで予算を計上しました。その分、当初工事請負費のほうのポンプ購入代に残金が出ますが、その分は減額せずに、商工観光課で管理しますほかの施設の老朽化対策工事を実施することになってしまいましたものですから、そちらのほうを工事請負費で対応していきたいということで、備品の購入をいたしました。

○議長（大金市美君） 石田彬良君。

○13番（石田彬良君） ふるさと納税に関しては、非常におかげさまで、たくさんの寄附をいただいているということは結構なことでございます。その件は結構なんですけれども、まほろばの湯の水中ポンプの話なんですけれども、給水管の汚れ、かすですか、水あかといいますか、その清掃というのはやらないんですか。その件だけお願いします。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） 給水管は、もう一度確認しますけれども、源泉から施設までの間ですか。はい。

特段今のところ、それは考えておりませんが、この次、源泉ポンプに水中カメラを入れますので、その関係で、源泉ポンプ側の管内の状況はわかりますが、それと、源泉から施設までの管についての汚れは、ちょっと今のところ把握しておりませんので、その点は業者のほうと打ち合わせをしまして、今後対応していきたいと考えます。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今回の一般会計の補正でありますけれども、石田議員が主に、多額な出費についての2点を伺ったわけです。私も、ちょっとその点では意識しておりまして、伺おうと思ったんですけれども、それは石田議員のほうにお任せします。

3つ目の多額な出費の中の一つでありますけれども、障害者福祉費、11ページであります。2,624万円が今回支出されることになりまして、サービス増によるというような簡単な説明で終わっておりますので、もう少しわかりやすい説明を伺っておきたいというふうに思います。

一つは、この2,624万円の内容でありますけれども、まずその内容について伺います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 2,624万円の増でございますが、この内容につきましては、障害者の福祉サービスの扶助費ということで、その主な内容につきましては、障害児の通所施設ということで、今回、昨年6月に元の小川児童館のところに、つばさという障害児の通所施設が新たにオープンいたしました。当初10名で始まったところでございますが、この通っている人数が倍増いたしました。現在20名という形で、かなり当初見込みよりも多くなっている。なおかつ、6月ということで、当初予算には計上してございませんでした。

ということで、3月の補正の中で最終的に精査したいというふうに考えてございましたが、先ほど申し上げましたように、人数が急増してきまして、倍増したということで、今回2月補正の対応という形にしたわけでございます。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） このつばさにつきましては、私どもも創立記念といいますか、当初の招待されまして、事業内容などの説明を受けました。非常に福祉サービスということで、こういう事業はぜひ充実させていただきたいというふうに願っているところであります。

ですが、これは、広域でやっていますくれよんクラブと、那須烏山市と那珂川町と、その管内で該当者を募ってやっているというふうに当初なっていたわけですね。そこに参入して

きたということなので、競合するような形になるというふうに思うんですね。ですが、サービス内容を充実させて、どちらも充実させていかなくちやならないというふうに思います。

今、ひきこもりとか障害を抱えて、保護者も本人も大変な苦勞をしているかと思えますけれども、こういった福祉サービスを充実させてもらいたいということで、そのつばさの事業もぜひ充実させてもらいたいと思います。

そのことが一つありますけれども、全体を考えて、今20名と言いましたけれども、全体は、担当課では全体をどういうふうに捉えて、今度のこの支出金も考えて、2,624万円今回出しますけれども、これも当初の見込みが違っていただけなので、そのことも勘案すると、該当人数の把握というのが一つ、どういうふうになっているかということと、あと、この2,624万円だけで今後、これで済むようなことになっててもまた困る、全体が困る、そのことを前提にすれば、これだけでは済まないんだと思うんです。もっと充実させていかなくちやならないと思うんですけれども、この調整ということを、これは解消になるんでしょうかどうか。このことでは、どういうふうな考えを持っているか伺います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、つばさの障害児の通所ではありますが、議員のおっしゃるとおり、くれよんクラブということで、烏山社協に那珂川町も委託しておるところでございます。ただし、今回行って解消いたしました部分につきましては、いわゆる学童、小学校に入っている方です。もちろん、くれよんクラブにつきましても、くれよんクラブのほかに、くれよんスクールということで学童で、いわゆる放課後児童クラブですね。障害児版の放課後児童クラブを実施するところではございますが、ただ、実質的には、定員やはりいっぱいという状況で、まして、くれよんスクールの場合ですと、送り迎えができないという状況にもあります。

そういうふうなところがありまして、那珂川町からも通いたいという要望はあったんですが、実質的に通っている方は数名、これは保護者が送迎をしているという状況でありました。そういうふうなところで、今回のつばさ小川事業所につきましては、送迎つきという形の部分がありますので、そういうふうなところで、急激な利用者増になったというようなところでございます。

全体の障害児通所につきましては、那珂川町の利用者は、このほかにも町外の施設も使っておりまして、現在53名というような状況でございます。これは、大田原あるいは、町内のほかにも那須塩原、あるいは町内にも、ゆめみらいというような障害未就学の、くれよんク

ラブと同じような施設がございますので、そういうのを含めた人数でございます。

さらに、この予算につきましては、この関係は、介護訓練、それから計画相談、あるいは障害児の相談というような形の中で、全体の予算枠からいたしますと、2億5,000万円弱というような大きな予算になってくるわけでございます。そういうような中で、特に今回のつばさにつきましては、年度途中からの開所ということで、当初予算では見込めなかった部分があります。そういうわけで、3月の中で、2億5,000万円の中での調整ということで、さらに3月補正で増額という考え方をしているわけでございますが、予想以上に利用者が急増したということで、2月ということでの補正をお願いしたいものでございます。

全体枠に関しましては、当然、このサービスは国のサービスでございますので、調整というよりは、利用の申請を出された段階では、町といたしましては許可をするというような形になってまいります。その内容につきましては、ある程度、前年度の状況を見ながら予算を要望するわけでございますが、結構変動なんかがございますので、そういう中で、調整をかけながら行っていくというような状況になってまいります。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 予算としては、3億7,000万円が障害者福祉費で計上されておりますね。今回のつばさの関係では、追加で2,624万円、倍増した形で、予算もこんなふうに増額されるわけでありましてけれども、倍増というふうな、障害者を見る施設に係る費用がこういうふうになりますと、内容的に人がふえれば、送迎用の車をどうするんだと、施設の要員をどうするんだと、給食とか、施設内での光熱費だとかと重なってくるわけですね。出されても、そういった内容的には、特に説明もなく、わからないわけでありましてけれども、明細としては整理されているんだと、当然そうだと思うんですけども、見通しも含めまして、53人いまして、まだ20名で、またくれよんクラブに行っている方も引けば、少なくなるわけですけども、まだまだ対象者としては、もっと充実させていかなくちゃならないということもあります。

この2,624万円の説明も、わかりやすい、先ほど内容の一部は出しましたけれども、課長のほうで、もっとわかりやすく2,624万円の内容を説明してもいいのではないかというふうに思いますので、さらにこれから充実させていくということも考えた上で、可能な限りの説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） このサービス内容につきましては、先ほどほんの一部説明しましたように、国のサービスとして行っているものでございます。実際的には、民間の各事業所が国の基準に従った認可を受けまして、設置の届けをしまして、そちらでそれぞれ受け入れるという状況でございます。したがって、その設置基準等につきましては、国の基準等がありまして、当然職員の人件費、あるいは今申し上げましたように光熱費、あるいは送迎の費用等の設置の内訳があるわけでございますが、町の予算からの支出という形でありまして、基本的に、障害者のサービスの受けた単価からの9割を町のほうとして、国・県の補助を受けながら出すという形になります。原則1割の個人負担という形でありまして、これにつきましては上限がありまして、おおむね障害児あたりですと、市町村民税が非課税の方、あるいは生活保護の方はもちろんゼロ円、それから、28万円までの課税の方ですと、4,600円が月額限度というような形になってございます。

そういうふうな形の中での費用負担ということで、ざっくりではあります、1人当たりの計算をいたしますと、一月当たり、おおむね13万円程度の経費がかかっているというふうに見込まれます……失礼しました、14万円ということですね。そのうちの9割が、町から最終的に扶助費として、各施設のほうの請求に応じて交付されるという形でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 12ページの商工観光費のところ、先ほど石田議員が質問したと思うんですけども、ポンプ交換に関する工事費を別なところを使って備品として購入したというような答弁があったんですけども、その別な工事というのはどのような工事、緊急を要する工事だったのか。その点と、ポンプを備品で購入した場合、設置する、それに伴う費用は計上されていないのですけれども、これをどのように考えているのか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） 最初の緊急を要する工事ですが、27年度の当初予算で保留になっていた、ゆりがねの湯関係の配管の修繕工事と、それと、あとは旅行村関係の青少年旅行村の修繕関係、あとは御前岩のトイレの排水工事、それと観光看板の移設工事の支出になっております。

それと、2点目のポンプの取り替え経費につきましては、まほろばの湯の会社のほうが負

担するというようなことで、今まで交換工事をやっておりますので、町はポンプの修繕を見るというような形のやりとりをしておりますので、それに対応しております。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 当然、今言われた緊急を要する工事関係については、当然当初で見えていなかったわけですから、流用になるわけですね。この金額、総額幾らぐらいかかったのか、その点にだけついてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） 一応見積もりを徴しまして、温泉関係が140万円、それと、旅行村と御前岩関係で40万円、それと、今回ポンプの取り替えで、水中ケーブルのほうは既に60万円支出しておりますので、その合計額となります。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） あと、観光看板の建てかえ費はどれくらいになっているのか。これ全て工事費でやっているわけですね。その点についてお伺いします。

○議長（大金市美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂尾一美君） これが20万円弱になります。これから工事発注になりますが。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第4号 平成27年度那珂川町一般会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大金市美君） 以上で本臨時会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます

これにて平成28年第1回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時54分